

入 札 公 告 （電子入札）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 8 年 7 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部道路建設課 契約担当（庶務） 小泉 電話 029-301-4416

工事担当（橋梁） 大山 電話 029-301-4421

FAX 029-301-4449

e-mail doken@pref.ibaraki.lg.jp

2 入札対象工事

(1) 工事名

08 県単支援道改第 08-03-500-6 -001 号

（仮称）真弓トンネル本体工事（その 2）

（電子入札対象案件）

(2) 工事場所

常陸太田市道 0139 号線 日立市金沢町地内

(3) 工事概要

トンネル工（N A T M） L = 1051.0m

掘削補助工 N = 1 式

インバート工 L = 285.0m

覆土工 L = 1050.3m

(4) 工 期

令和 11 年 8 月 31 日まで

(5) 建設工事の種類（業種区分）

土木一式工事

(6) 総合評価方式の適用

本工事は、技術提案等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の工事である。

(7) 本工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない工事であ

る。

3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと。）。

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格を受けている者であること。
- (2) 構成員数は、3者とする。
- (3) 構成員の出資比率の下限は20%、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成でないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体全ての構成員に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (ア) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。
 - (エ) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (オ) 土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
 - (カ) 土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
 - (キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者（（株）オリエンタルコンサルタンツ）又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
 - (ア) 令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の経営事項評価点が1,200点以上の者であること。
 - (イ) NATMにより施工した延長 $L=900\text{m}$ 以上、内空断面積（覆工後の代表値） 55 m^2 以上のトンネル工事を元請けとして施工した者のうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に竣工した実績があること。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
 - (ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ① 一級土木施工管理技士の資格、又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に竣工したNATMによるトンネル工事を、元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者）、

監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
- ⑥ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑦ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。

なお落札者は、契約時に 1 名を選択するものとする。

(総合評価方式の評価については、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第 4 号）についても、全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。)

(7) 代表構成員以外の構成員(その 1)は、次の基準を満たす者であること。

(ア) 令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の経営事項評価点が 895 点以上の者であること。

(イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士の資格、又はこれと同等以上の資格を有する者
- ② 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。

なお落札者は、契約時に 1 名を選択するものとする。

(8) 代表構成員以外の構成員(その 2)は、次の基準を満たす者であること。

(ア) 令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の経営事項

評価点が 755 点以上の者であること。

(イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士の資格、又はこれと同等以上の資格を有する者
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。

なお落札者は、契約時に 1 名を選択するものとする。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) いばらき電子入札共同利用 入札情報サービス

- (ア) 期間 令和 8 年 7 月 23 日（木）から令和 8 年 9 月 28 日（月）まで
- (イ) URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>
- (ウ) 交付方法 ダウンロードによる。

(2) 公共事業情報センター

- (ア) 期間 令和 8 年 7 月 23 日（木）から令和 8 年 9 月 28 日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
いずれも 9 時から（水曜日のみ 10 時から）16 時まで（正午から 13 時を除く。）
- (イ) 閲覧方法 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎行政棟 1 階
- (ウ) 交付方法 写しを交付。ただし、実費を負担すること。

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を次により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 申請方法

郵送による（書留郵便に限る。）。

※やむを得ず持参する場合は担当者の了解を得ること。

(2) 提出先

1 の担当部局

(3) 申請期間

令和8年8月26日(水)必着(ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。)

(4) 提出書類

(ア) 建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業体用) 4部

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書 4部

(ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し) 各1部

※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(エ) 代表構成員以外の全ての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者宛に入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 1通

(オ) 返信用封筒((ア)~(イ)に掲げる書類各3部を返送するのに必要な切手を貼付すること。)

6 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(入札説明書別記様式第6号。以下「資料」という。)の提出期間及び場所

(1) 提出期間

令和8年8月24日(月)から令和8年8月26日(水)

いずれも9時から17時まで(ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。)

(2) 場所

1の担当部局

7 入札手続等

(1) 入札期間

受付開始: 令和8年9月24日(木) 9時

締切り: 令和8年9月28日(月) 17時(必着)

※休日は入札を受け付けない。

※持参による入札の場合は、(5)、(6)に掲げる日時及び場所に直接持参しなければならない。

(2) 入札金額

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(3) 入札時の添付書類

(ア) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(入札書の提出と併せて、電子入札

システム(※)により提出すること。)

なお、工事費内訳書に材料費、労務費、現場労働者に関する法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の法定の事業主負担額）、安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）及び建退共掛金を必ず記載すること。

※Excel 形式を使用するものとし、TIF ファイル(.tif)に変換して提出する。

(イ) 該当する場合は、(4)の調査票（郵送（書留に限る。）等により提出）。

(4) 低入札価格調査に係る各調査票の事前提出

(ア) 入札に際し、7(8)に示す予定価格（消費税及び地方消費税を除いた額）の92%（1万円未満切捨て）未満に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）で入札しようとする者は、低入札価格調査制度実施運営要領第6条第1項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（⑬～⑮の資料の提出は任意）。

(イ) (ア)の場合において、入札に際して一部でも各調査表を提出しなかった者のした入札は、無効とする。

(ウ) (ア)の提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により、(5)に示す開札日の前日迄に1の担当部局に到着するよう送付すること。

(5) 開札の日時(予定)

令和8年9月29日（火）午前11時

(6) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁入札室（茨城県庁行政棟1階）

(7) 入札方法

電子入札システムにより、又は書面を直接持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとし、ファクシミリ等による入札は認めない（持参及び郵送並びに電子メールの場合は事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）。

(8) 予定価格

金5,138,804,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 入札保証金

免除

(11) 契約保証金

納付。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(12) 調査基準価格

設定する（「低入札価格調査制度実施運営要領」により、良く確認しておくこと。）。

https://kennsetugyou-ibaraki.jp/low_price_survey/

(13) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(14) 入札執行の中断、延期、取り止め等

やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。

(15) 落札者の決定方法

次の(ア)～(ウ)のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数(技術評価点)を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること(有効な入札に限る。)

(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 技術提案の評価が不可でないこと。ただし、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、上記によらず、その者を落札者とししない。

なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

① 直接工事費は、設計金額の90%以上(機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上)であること(直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。)

② 共通仮設費(積上分+率計上分)は、設計金額の80%以上であること。

③ 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。

④ 一般管理費(契約保証費を含む。)は、設計金額の30%以上であること。

(16) 契約書の要否

要

8 議会の議決

本公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項に規定する議会の議決を要する。

なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

9 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記3(5)(イ)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も上記5、6により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする（(1)の提出期限日までの消印有効）。

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問合せるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部監理課 建設業担当

電話 029-301-4334

電子メール kanri3@pref.ibaraki.lg.jp

10 建設資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

11 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1 に同じ。

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 当該工事に関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 現場説明会は行わない。

(6) 2 (5)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（PC 工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年茨城県規則第 69 号）様式第 2 号）の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去 2 年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

① 65 点未満の工事成績評定を通知された者

② 発注者から施工中又は施工後において、建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請

求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

12 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:

Kazuhiko Oigawa , Governor of Ibaraki Prefecture

(2) Subject matter of the contract:

Construction Work of the Mayumi Tunnel (Tentative Name) Main Body Construction
(Part 2)

(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

17:00 26 August 2026

(4) Time-limit for the submission of tenders:

17:00 28 September 2026 (tenders brought with 11:00 29 September 2026 or submitted
by mail: 17:00 28 September 2026)

(5) Contact point for tender documentation:

Road Construction Division, Department of Public works, Ibaraki prefectural
Government, 978-6 Kasahara-cho, Mito, Ibaraki, 310-8555 tel 029-301-4421